

[%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf\)](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 5 月 25 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を
取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （1） 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - （2） 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- （計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ドミニカ共和国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （1） 参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当
該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ドミニカ共和国は、2009年に国連障害者権利条約(CRPD)を批准し、2013年にはCRPDの実現に向けた「障害者基本法」を制定する等、全国的に障害者の権利の向上や社会包摂に取り組んでいる。また、障害に関連する国内・国際協定の監視を担当する主要機関として大統領府の傘下に全国障害者協議会(Consejo Nacional de Discapacidad: CONADIS)を設置し、現在は同機関が障害者基本法の実施・監理の主体を担っている。

同国では長期の開発計画である国家開発戦略2030(Estrategia Nacional de Desarrollo 2030: END2030)や政権毎に作成する4か年計画である公共セクター中期計画(Plan Nacional Plurianual del Sector Público: PNPSP)において、明示的に障害分野に関する開発戦略が定められてはいないものの、平等な機会と権利の保障及び教育や医療等の基礎サービスへのアクセスの改善、脆弱層への支援等が掲げられている。加えて、2025年に国家障害計画(Plan Nacional de Discapacidad)が新たに策定され、2035年までに6つの達成目標(①平等な権利の保障、②ユニバーサルアクセスの確保、③医療・リハビリテーションサービスの拡充、④教育・文化・スポーツにおける障害者の参画推進、⑤雇用の確保、⑥社会保障制度の拡充)が設定されている。

障害者の権利を保証する法的環境の整備や障害分野に係る国家開発計画の策定が進む一方で、未だCONADISの実施体制が脆弱であるが故に、法律の施行が限定的であることや、各省庁を巻き込んだ形での実施に係るモニタリングメカニズムが十分に機能していないこと、また障害当事者団体の数が多いにも関わらず、省庁内の計画策定や政策立案のプロセスの中に当事者が含まれていない等の課題を抱えている。

これらの課題を踏まえて、ドミニカ共和国政府は、CONADISによる障害者基本法の施行を中心とした実施能力強化、障害当事者団体の参画による計画策定やモニタリングの仕組み作り等を目的に、JICAに技術協力プロジェクトを要請した。

今回の詳細計画策定調査では、これまでのJICAによる障害分野の協力の成果や教訓を踏まえ、本事業の活動内容と対象範囲、実施体制、実施期間、先方負担事項について情報を収集・整理する。これらの調査結果を踏まえ、プロジェクト

の目標、成果、投入等の枠組みについて検討し、先方政府とプロジェクトに関する合意文書（Minutes of Meeting：M/M）を締結する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年6月上旬～2026年6月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ドミニカ共和国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加するとともに、議事録（和文）を作成する。

（2）現地業務（2026年6月下旬～2026年7月中旬）

- ① JICAドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ② ドミニカ共和国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF、UNDP、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAドミニカ共和国事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年7月中旬～2026年7月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

るガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年7月31日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年6月27日～7月11日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成(予定)は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：あり（英語もしくは日本語⇄スペイン語）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本事業要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上